

○高砂市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高砂市工事検査事務処理要綱（昭和55年高砂市訓令第18号）第11条及び高砂市工事監督規程（昭和55年高砂市訓令第16号）第31条の規定に基づき、市が発注する土木、建築及びその他の工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(評定の項目等)

第2条 評定の項目、細別及び評定者は、次表のとおりとする。

評定項目	評定細別	評定者
1 施工体制	(1) 施工体制一般	監督員
	(2) 配置技術者	監督員
2 施工状況	(1) 施工管理	監督員、検査員
	(2) 工程管理	監督員、総括監督員
	(3) 安全対策	監督員、総括監督員
	(4) 対外関係	監督員
3 出来形、品質及び出来栄	(1) 出来形	監督員、検査員
	(2) 品質	監督員、検査員
	(3) 出来栄	検査員
4 工事特性		総括監督員
5 創意工夫		監督員
6 地域への貢献度等		総括監督員
7 法令遵守等		総括監督員
備考 この表において「総括監督員」とは、工事担当課長をいう。		

(評定の方法)

第3条 評定は、別に定める基準に基づき、工事成績評定表（様式第1号。以下「成績表」という。）により行うものとする。

2 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して、適正かつ公平に行うものとする。

(評定の時期)

第4条 評定は、工事完成のつど行うものとする。

(評定の順序)

第5条 工事所管部長は、第3条の規定に基づき成績表を作成したときは、直ちに当該成績表を検査依頼書に添付して工事検査室長に送付しなければならない。

2 工事検査室長は、前項の規定により成績表の送付を受けたときは、当該検査の終了後、直ちに評定点及び総合判定を記入し、市長に報告するものとする。

(成績表の送付及び通知)

第6条 工事検査室長は、前条第2項の規定による報告を市長にしたときは、直ちに当該成績表を財務部長に送付しなければならない。

2 財務部長は、必要に応じ前項の成績表をとりまとめ、入札参加者審査委員会に提出することができる。

3 市長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、工事成績評定通知書(様式第2号)に当該報告に係る成績表を添えて、請負者に通知するものとする。

(成績表の保管)

第7条 成績表は、財務部長が保管する。

2 前項の規定により保管する成績表の保管年限は、当該工事完成年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。

(評定点等の公表)

第8条 第6条第3項の規定により請負者に通知した評定点等は、一般の閲覧に供するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、工事所管部で実施する評定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(工事成績評定要領の廃止)

2 工事成績評定要領(昭和45年高砂市訓令第5号)は、廃止する。

附 則(昭和58年3月15日高砂市訓令第5号)

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日高砂市訓令第12号）

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日高砂市訓令第9号）

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の高砂市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に着手した工事に係る評定について適用し、施行の前日に着手した工事に係る評定については、なお従前の例による。

附 則（平成13年5月1日高砂市訓令第9号）

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 この要領による改正後の高砂市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に着手した工事に係る評定について適用し、施行の前日に着手した工事に係る評定については、なお従前の例による。

附 則（平成13年8月6日高砂市訓令第14号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日高砂市訓令第7号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日高砂市訓令第2号）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の高砂市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に完成した工事に係る評定について適用し、同日前に完成した工事に係る評定については、なお従前の例による。